

徳島市の減量化・資源化の現状

1 施策の実施状況

本市は、平成 11 年 4 月から市内全域で資源ごみの分別収集を開始し、平成 16 年 10 月から分別収集を開始したプラスチック製容器包装を含めて、8 分別でごみの収集を行っている。家庭におけるごみの減量・再資源化を推進するため、以下の取組を行っている。

1.1 生ごみ減量対策事業

1.1.1 生ごみ減量対策事業の取り組み

本市では、生ごみ減量対策事業として以下の 5 つに取り組んでいる。各取組における補助対象等は、表 1-1 に示すとおりである。

- 1) 生ごみ処理容器購入補助（昭和 61 年度～）
- 2) 密閉式生ごみ処理容器交付及び講習会支援（平成 7 年度～）
- 3) ぼかしづくり団体支援（平成 9 年～）
- 4) 電気式生ごみ処理機購入補助（平成 13 年度～）
- 5) 事業用大型生ごみ処理機購入補助（平成 26 年度～）

表 1-1 生ごみ減量対策事業の概要

		概要
生ごみ処理容器購入補助	対象者	本市に住所を有し、本市が指定した生ごみ処理容器を購入して設置する者
	交付額	3,000 円/基（1 世帯につき 2 基まで）
密閉式生ごみ処理容器交付	対象者	本市に住所を有し、積極的に生ごみを堆肥化し減量化に努める意思がある者
	交付額	無料（1 世帯につき 1 個まで）
講習会支援	対象者	密閉容器での生ごみ処理等について地域で講習会を開催する場合に支援を受けようとする団体
ぼかしづくり団体支援	対象者	ボランティアでぼかしを作り、希望市民に提供しようとする団体
電気式生ごみ処理機購入補助	対象者	以下の条件を全て満たす者 ・市内に住所を有し、かつ、居住していること ・自己の責任において、処理機の適切な管理ができること ・処理機の利用によってできる堆肥等の自家処理に努めること
	交付額	処理機の本体購入価格（消費税及び地方消費税額を含む）の 1/2（上限 3 万円/基（1 世帯につき 1 基まで））
事業用大型生ごみ処理機購入補助	対象者	以下の条件を全て満たす者 ・市内に事業所等を有する事業者であること ・市内の事業所等から排出される生ごみを自ら処理するため、新品の生ごみ処理機を購入またはリース契約により、当該事業所等に設置するものであること ・市税を滞納していないこと ・事業を営む個人にあつては、市内に住民登録があり、かつ、居住していること ・本市のごみの減量化施策に適合していること
	交付額	・生ごみ処理機を購入した場合には、本体購入価格と設置費用の合計額（消費税及び地方消費税額を含む）の 1/2（上限 50 万円/基） ・リース契約により生ごみ処理機を設置する場合には、当該年度のリース料の 1/2（上限 40 万円/年。5 年間に限る）

1.1.2 生ごみ減量対策補助制度

本市では、生ごみ減量対策として、『生ごみ処理容器』、『密閉式生ごみ処理容器』、『電気式生ごみ処理機』、『事業用大型生ごみ処理機』の導入に対する補助を行っている。補助基数等は、図 1-1 及び表 1-2 に示すとおりである。

補助基数が最も多いのは密閉式生ごみ処理容器であり、次いで電気式生ごみ処理機が多い。なお、補助基数については、減少傾向にある。

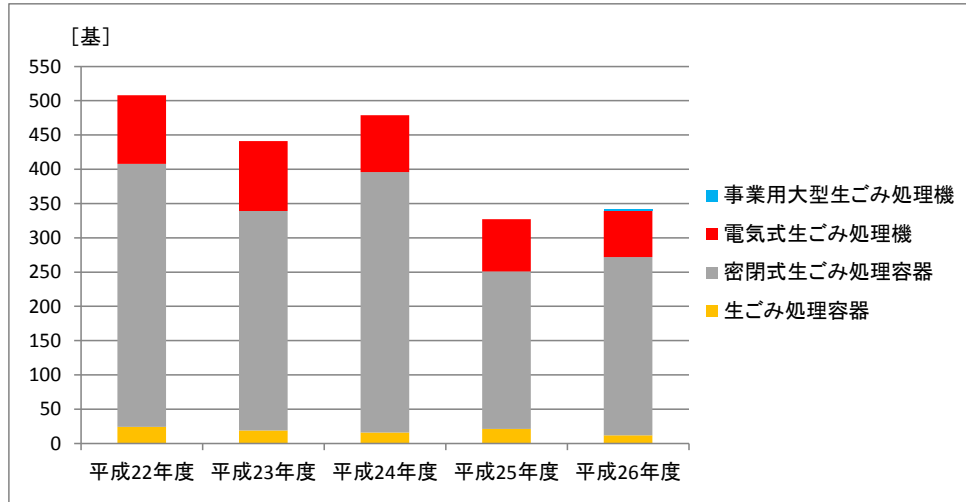


図 1-1 生ごみ処理容器等への補助基数等

表 1-2 生ごみ処理容器等への補助基数等

		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
生ごみ処理容器	基数 [基]	24	19	16	21	12
	減量効果 ^{※1} [t/年]	8	8	5	6	4
密閉式生ごみ 処理容器	基数 [基]	384	320	380	230	260
	減量効果 ^{※1} [t/年]	112	136	75	86	61
電気式生ごみ 処理機	基数 [基]	100	102	83	76	67
	減量効果 ^{※1} [t/年]	114	113	64	66	34
事業用大型生 ごみ処理機 ^{※2}	基数 [基]	—	—	—	—	2
	減量効果 ^{※1} [t/年]	—	—	—	—	2
合計	基数 [基]	508	441	479	327	341
	減量効果 ^{※1} [t/年]	234	257	144	158	101

※1 推計値

※2 平成 26 年度から開始

1.2 資源ごみ回収

1.2.1 運動の展開

本市ではリサイクル運動の一つとして昭和53年度から「資源ごみ回収運動」を実施している。

本回収運動は、市へ登録した衛生組合、町内会、子ども会などの団体が古紙、衣類、金属、食用油、空ビン等を回収業者へ売却したときに、各団体に対して回収量に応じ、売価代金とは別に、本市が奨励金を支払うものである。

奨励金を支払うことにより古紙市場等の変動に関わりなく本回収運動が継続され、リサイクルに関する意識の向上とごみの減量化が図られており、また、地域の住民が協力して回収に取り組むことにより、住民の連帯感の高揚や地域活動の活発化にも役割を果たしている。

なお、平成19年4月から、廃食用油を回収品目に加えている。

表 1-3 資源ごみ回収運動の補助内容（平成28年度現在）

	概要
対象者	子ども会、町内会及び婦人会等の市民団体等
交付額	古紙：5円/kg 布類：10円/kg 金属・ペットボトル：6円/kg 廃食用油：20円/kg びん：1円/本

表 1-4 資源ごみ回収運動実施登録団体数（平成27年4月1日現在）

団体種別	町内会 自治会	衛 生 組 合	子ども会 ・親子会	P T A	青年会 婦人会 老人会	その他	計
登録団体数	88	24	102	75	39	102	430

1.2.2 食品トレイ回収事業（食品トレイの拠点回収）

平成14年3月から、スーパーマーケット等による店頭回収が実施されていない6地区のコミュニティセンターで食品トレイの拠点回収をモデル的に実施したところ、1ヶ月で7,600枚が集まり大きな成果が得られたため、平成15年度から市内の全てのコミュニティセンターに、順次、回収ボックスを設置するとともに、コミュニティセンター以外の公共施設や民間施設にも協力を依頼し、回収拠点の拡大に努めている。

1.2.3 その他の回収事業

上記のほか、本市では以下の取組を実施している。

- 1) 廃食用油回収
- 2) 使用済み家庭用インクカートリッジ拠点回収（平成24年11月～）
- 3) 廃蛍光管リサイクル推進事業（平成26年7月～）

1.3 徳島市エコステーションの開設

多様な資源物の回収ルートを確保するとともに、市民の利便性向上を図るため、常設の資源物回収施設として、平成27年3月城東町二丁目に「徳島市エコステーション」を開設した。

この施設では、徳島市民が、いつでも気軽にアルミ缶やスチール缶、古紙など18品目の資源物等を持ち込むことができる。回収した資源物等は、すべてリサイクル処理をするため、ごみの減量とリサイクル率の向上が見込まれる。

開設時間は、1月1日～3日を除き平日は10時から19時まで、土・日・祝日は10時から17時までで、係員1名以上が常駐している。

1.3.1 エコステーションにおける品目別回収量

エコステーションにおける品目別回収量は、表1-5及び図1-2に示すとおりである。

エコステーション回収量は雑誌が最も多く、新聞紙及び段ボールの紙類が次いで多くなっている。

表1-5 エコステーション回収量（平成27年度）

[単位：kg]

品目	回収量	品目	回収量
アルミ缶	459.8	雑がみ	10,406.7
スチール缶	362.3	食品トレイ	106.6
無色びん	1,402.0	プラスチック	2,238.6
茶色びん	1,211.5	古着	21,840.0
その他のびん	536.9	カートリッジ	32.7
ペットボトル	1,164.4	乾電池	1,410.4
新聞紙	18,057.5	蛍光管	497.6
雑誌	36,131.3	食用油	1,801.2
段ボール	16,297.0	合 計	114,301.4
紙パック	344.9		

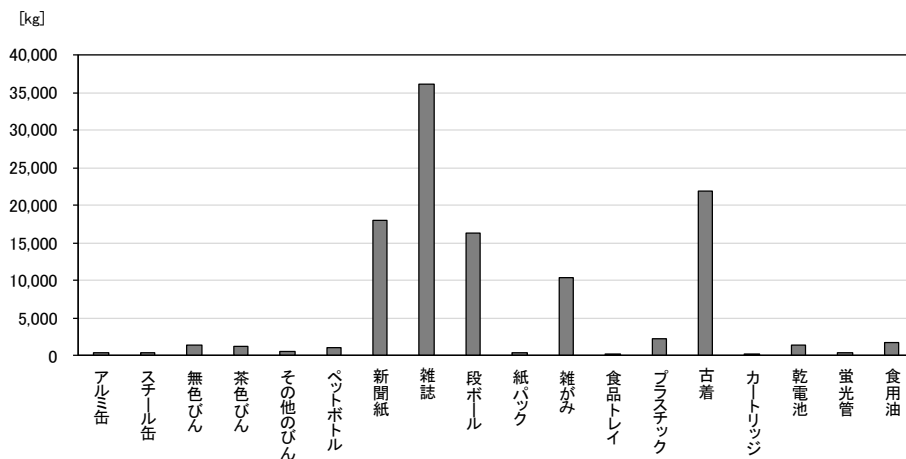


図1-2 エコステーション回収量（平成27年度）

1.3.2 エコステーションの地区別利用者数

エコステーションの地区別利用者数は、表 1-6 及び図 1-3 に示すとおりである。

エコステーションの地区別利用者数は、渭東地区が最も多く 3,300 人程度となっている。

表 1-6 エコステーション利用人数（平成 27 年度）

[単位：人]

地 区	利用人数	地 区	利用人数
内町	377	八万	421
新町	101	勝占	278
西富田	70	多家良	63
東富田	105	上八万	84
昭和	429	入田	10
渭東	3,261	不動	21
渭北	897	川内	794
佐古	193	応神	75
沖洲	2,259	国府	122
津田	477	南井上	29
加茂名	308	北井上	14
加茂	535	合 計	10,923

[人]

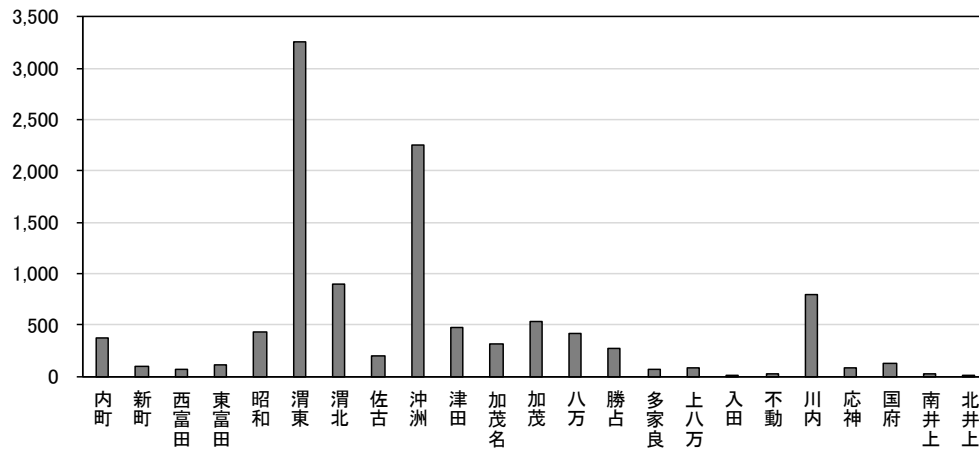


図 1-3 エコステーション利用人数（平成 27 年度）

1.4 ごみ減量啓発、広報活動の展開

1.4.1 ちりも積もれば・・・ごみ減量徳島市民大作戦

ごみの減量と処理費用の削減を図るため、平成17年9月から「ちりも積もれば・・・ごみ減量徳島市民大作戦」と題して、市民一人ひとりが各家庭で取り組むことのできる実践項目と、ごみの減量及び処理費用の削減に大きな成果が出ることを提示している。実践項目の例は以下に示すとおりである。

【ごみ減量徳島市民大作戦の実践項目】

- ・生ごみを出すときに台所で水切りをする。
- ・リサイクルできる雑紙（ざつがみ）を雑誌・ダンボール・紙パックの日に出す。
- ・詰め替え用商品を使う。
- ・生ごみを減らす（食事は食べる分だけを作り、残さず食べる。発生した生ゴミは堆肥として利用する）。
- ・いらないレジ袋を断る。
- ・割り箸、ストロー、スプーンはもらわない。
- ・缶入りよりもリターナブルびん入りのものを選ぶ。
- ・衣類を徹底的にリサイクルする。
- ・お茶は自家製として、ペットボトルを減らす。
- ・食品用ラップの使用量を減らす。

1.4.2 市のマスコットキャラクター「ごみゼロん！」の選定

ごみ減量徳島市民大作戦の中で、小学生を対象に愛嬌のあるキャラクターのデザイン画と愛称を募集し、応募作品の中から「ごみゼロん！」をごみ減量マスコットキャラクターとして採用した。市民に対し、広報紙等でごみの減量やリサイクルを呼びかける際、「ごみゼロん！」を積極的に活用している。

また、キャラクターグッズを作成し、出前授業の際に使用するなど、より一層、「ごみゼロん！」の活用を図っている。

1.4.3 その他の啓発、広報活動

上記のほか、以下の取組を実施している。

- 1) ごみ処理施設見学会の開催
- 2) ごみ減量・啓発パンフレットの作成、配布
- 3) ごみ地域懇談会の開催
- 4) 事業所との懇談会の開催
- 5) 夏休み子どもごみスクールの開催
- 6) 小学校社会科副読本「ごみのおはなし」作成

1.5 エコショップの推進

徳島県は、資源の節約、リサイクル活動、環境保全型商品の販売など「環境にやさしい」いろいろな活動を行っている県内の小売店、事業所、団体、企業などを「エコショップ」として認定している。

徳島市では、平成 27 年度末時点において、119 店舗がエコショップとして登録されている。